

介護予防支援事業所の指定申請を行う居宅介護支援事業者の皆様

居宅介護支援事業者が介護予防支援事業所の指定を受けて行うことができる業務

居宅介護支援事業者が介護予防支援事業所の指定を受け（以下、指定事業所という）て行うことができる業務は「介護予防支援（介護予防サービス計画書の作成に係る一連の業務）」のみであり、「介護予防ケアマネジメント」に係る業務は対象外です。

※ ただし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントともに地域包括支援センターからの委託契約により実施することは可能です。

指定事業所が要支援1・2の利用者と契約している場合、介護予防支援介護給付費の請求は指定事業所が行うことができます。一方、介護予防ケアマネジメント給付費の請求は指定事業所が直接行うことができないため、地域包括支援センターとの委託契約により行うこととなります。

これを例示すると、指定事業所と委託契約をしている利用者のプラン変更や利用者都合によるサービス利用実績等により、次のようなケースが発生することを想定しています。

- 1 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となる場合
- 2 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来する場合

※ 1・2のケースともに変更のたびに指定事業所または地域包括支援センターから中野区へ「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」の提出が必要となります。

指定事業所と契約している利用者であっても介護予防ケアマネジメントの期間は地域包括支援センターがケアマネジメントに係る一連の業務を行う必要があります（居宅介護支援事業所への委託可）。さらに利用者との契約についても、変更のたびに指定事業所と地域包括支援センターそれぞれとの契約が必要となります。しかし、このような事例は制度上の区分であり、また利用者の責によらない契約変更等を利用者に求めることについて、中野区としては適切ではないと考えています。

そのため、指定事業所が利用者と「介護予防支援」の契約を行う際は、「介護予防ケアマネジメント」への変更の可能性を想定して地域包括支援センターとの連携が必要となります。連携の方法については、例えば居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの間で事前に委託契約を行った上で、利用者が要支援の間は契約が終了しないように定めた指定事業所及び地域包括支援センターと利用者間のそれぞれの契約などを行っておくことも想定されます。

以上の理由により、介護予防支援事業所として利用者との契約を行うにあたり、利用者の住所を管轄する地域包括支援センターとの事前協議を行うことをお願いします。